

ご来庁者の皆様

宮城南部復興事務所

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みについて（お知らせ）

＊宮城県「再拡大防止期間」3月22日～5月15日まで

平素より、国土交通行政に対する、ご理解とご協力に感謝申し上げます。

全国的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、宮城県より感染抑制と社会・経済活動の両立を図るために4月10日まで設定されていた「再拡大防止期間」が5月15日まで延長されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、移動・行事等そのものの自粛要請ではなく、移動等に伴う感染防止対策の徹底が呼びかけられております。

弊所職員及び関係者全員の安全確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

<抜粋>

### 4 県民への要請内容【法24条第9項に基づく要請】

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること

### 7 事業者・大学等への要請内容

（事業者への要請内容）

・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること

<ご協力いただきたいこと>

① 面会については、短時間（15分以内）でお願いします。

＊幹部職員への面会など

② 感染リスクを下げるための効果的な対策について

感染拡大防止のため、接触の機会を減らす取り組み、及び基本的な感染防止策「不織布マスクの着用、手洗い（消毒）、三密の回避の徹底」についてご理解、ご協力をお願いします。